



特定社会保険労務士

ヒライ先生の



相談事例

大雪によって遅刻や欠勤をした社員の賃金控除は、
できますか？

Q

大雪による公共交通機関の遅れや、タイヤの交換、渋滞、その他保育所の休園等によって遅刻や欠勤をする社員が続出しました。遅刻や欠勤をした部分について、賃金から控除はできますか？

A

就業規則や賃金規程などに特段の規定が無い限り、自然災害による遅刻や欠勤については、ノーワーク・ノーペイの原則によって、賃金支払の義務がありません。

ワンポイント・アドバイス

こうした自然災害による遅刻や欠勤に対する賃金控除は、大雪に限らず台風や大雨、地震などの場合にも同様の取扱いとなります。

問題となるのは、賃金規程等において、遅刻や欠勤の場合における賃金の取扱いに関する規定が無い場合です。規定が無いと、賃金控除する根拠がありませんので、問題が生ずる場合があります。

一般的には、こうしたことを避けるため、賃金規程等において、次のように規定されています。

【規定例】

第〇〇条 不労控除

ノーワーク・ノーペイの原則により、欠勤・遅刻・早退・私用外出等の不労については、次の基準により計算した額を当該月の賃金から控除する。

(1) 欠勤の場合

(基準内賃金 ÷ 当該給与計算期間の所定労働日数)

× 欠勤日数

(2) 遅刻・早退・私用外出の場合

(基準内賃金 ÷ 当該給与計算期間の所定労働時間数) × 不労時間数

なお、遅刻・早退・欠勤について、天候および公共交通機関の遅延等やむを得ない事由があると会社

が認めるときは、賃金控除を行わないとする規定も、見受けられます。

更に柔軟に対応したい場合には、次のような運用や規定化が検討されることとなります。

自然災害や公共交通機関の混乱による不労については、

① 本人からの申出があれば、当日の届出であっても年次有給休暇の取得を認める

② 天災事変(台風、大雪、大雨、地震)の場合は、賃金控除の対象外とする

③ 当日のみ、始業・終業時刻を繰り下げるなどが、考えられるでしょう。

PROFILE

平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ 岐阜市在住

同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

現在

岐阜商工会議所労務顧問

ヒライ労働コンサルタント代表

関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属